

発議第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成25年3月3日提出

提出者	新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員	関	龍 雄
賛成者	〃	林	茂
〃	〃	津野	庄 衛
〃	〃	渡辺	みどり
〃	〃	山賀	一 雄
〃	〃	大塚	フミ子
〃	〃	佐藤	守 正

新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発議第1号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則

新旧対照表

新	旧
<p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を備え、<u>法第115条の3</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を備え、<u>法第115条の2</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>